

II-012 血管造影用ガイドワイヤー（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0428第6号／令和4年4月28日にて改正

定義	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（51）医療用嚙管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「一時的使用カテーテルガイドワイヤー」、「血管用カテーテルガイドワイヤー」、「心臓・中心循環系用カテーテルガイドワイヤー」、「ヘパリン使用血管用カテーテルガイドワイヤー」、「ヘパリン使用心臓・中心循環系用カテーテルガイドワイヤー」又は「心血管用カテーテルガイドワイヤー」であること。 2 血管造影用カテーテル等を血管内の標的部位に誘導することを目的に使用するガイドワイヤーであること。 3 冠動脈造影用センサー付ガイドワイヤー及び経皮的冠動脈形成術用カテーテル用ガイドワイヤーに該当しないこと。
-----------	---

の機能 考能 え区 分	使用目的、使用方法及び構造により、交換用及び微細血管用の合計2区分に区分する。
--------------------------------	---

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-012-(1)	交換用	2180	—	738200000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 主としてカテーテル交換時に使用するものであること。 (イ) 全長が180cm以上のものであること。 (ウ) 〔微細血管用〕に該当しないこと。
II-012-(2)	微細血管用	13100	—	738210000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 主として、血管内手術用カテーテル等と併用するものであること。 (イ) 外径が0.018インチ以下で先端部分に造影性を有するもの又は外径が0.018インチより大きいが、複合ワイヤー機能（ノンコイルシャフト部分とコイル先端部分で構成され、先端部分に造影マーカー性を有するものをいう。）を有するものであること。

留意事項	(該当なし)
-------------	--------

II-078 人工骨（厚生労働省発出事項）

青字：事務連絡／令和4年6月30日にて訂正

定義	<p>次のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 薬事承認又は認証上、類別が「医療用品（４）整形用品」であって、一般的名称が「人工骨インプラント」、「コラーゲン使用人工骨」、「人工上顎骨」、「人工椎間板」、「人工椎体」、「人工肋骨」、「人工全耳小骨」、「人工眼窩縁」、「人工頬骨」、「局所人工耳小骨」、「脊椎ケージ」、「吸収性骨再生用材料」又は「ヒト脱灰骨基質使用吸収性骨再生用材料」であること。 2 骨の補修、補填、形成又は置換を目的として使用する人工材料であること。 3 固定用内副子（スクリュー）、固定用内副子（プレート）、大腿骨外側固定用内副子、脊椎固定用材料、骨セメント及び合成吸収性骨片接合材料のいずれにも該当しないこと。
-----------	--

の機能 考 能 え 区 分	構造、使用目的及び使用部位により、汎用型（７区分）及び専用型（１１区分）の合計１８区分に区分する。
--	---

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-078-(1)-①-ア	汎用型／非吸収型／顆粒・フィラー	1g当たり 6390	人工骨・A B-0 1	736190000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 全身の骨欠損部の補修又は補填を目的とする人工骨であること。 (イ) 粉体状若しくは顆粒状の形状を有する集合体又は球体、錐体、柱体、テトラポット体等の単一形状を有する集合体であること。 (ウ) [吸収型／顆粒・フィラー]に該当しないこと。
II-078-(1)-①-イ	汎用型／非吸収型／多孔体	1ml当たり 12400	人工骨・A B-0 2	736200000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 全身の骨欠損部の補修又は補填を目的とする人工骨であること。 (イ) 立方体状、直方体状又は円柱状等の単純形状を有するものであること。 (ウ) [「吸収型／多孔体」の全て]に該当しないこと。
II-078-(1)-①-ウ	汎用型／非吸収型／形状賦形型	1ml当たり 14600	人工骨・A B-0 4	736220000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 全身の骨欠損部の補修若しくは補填又は骨折や材料の固定を目的とする人工骨であること。 (イ) 粉体と液体等の２つ以上の部材からなり、化学反応によって硬化する性質を有し、術時これらを混合したペースト状、粘土状又は硬化したものを補填する構成であること。
II-078-(1)-②-ア	汎用型／吸収型／顆粒・フィラー	1g当たり 12000	人工骨・A B-0 5	736230000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 全身の骨欠損部の補修又は補填を目的とする人工骨であること。 (イ) 粉体状若しくは顆粒状の形状を有する集合体又は球体、錐体、柱体、テトラポット体等の単一形状を有する集合体であること。 (ウ) 体内でほとんど吸収されて骨に置換されるものであること。
II-078-(1)-②-イ- i	汎用型／吸収型／多孔体／一般型	1ml当たり 14000	人工骨・A B-0 6	736240000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 全身の骨欠損部の補修又は補填を目的とする人工骨であること。 (イ) 立方体状、直方体状又は円柱状等の単純形状を有するものであること。 (ウ) 体内でほとんど吸収されて骨に置換されるものであること。
II-078-(1)-②-イ- ii	汎用型／吸収型／多孔体／蛋白質配合型	1ml当たり 14800	人工骨・A B-0 6-2	710010700	次の(ア) から (エ) までに該当すること。ただし、ヒト同種骨組織由来の材料については、次の(ア) から (オ) までに該当すること。 (ア) 全身の骨欠損部の補修又は補填を目的とする人工骨であること。 (イ) 立方体状、直方体状、円柱状、ブロック状又はペースト状等の形状を有するものであること。 (ウ) 体内でほとんど吸収されて骨に置換されるものであること。 (エ) コラーゲンが配合されていること。 (オ) ヒト脱灰骨基質及びグリセロールから構成されていること。
II-078-(1)-②-ウ	汎用型／吸収型／綿形状	0.1g当たり 14800	人工骨・A B-0 6-3	71001129	次のいずれにも該当すること。 (ア) 全身の骨欠損部の補修又は補填を目的とする人工骨であること。 (イ) 綿形状であること。 (ウ) 体内でほとんど吸収されて骨に置換されるものであること。 (エ) 人工骨 0.1g に必要な量の血液を添加することにより、骨欠損 1mL の補填が可能となること。

II-078 人工骨（厚生労働省発出事項）

青字：事務連絡／令和4年6月30日にて訂正

II-078-(2)-①	専用型／人工耳小骨	11100	人工骨・AB-07	736250000	次のいずれかに該当すること。 （ア）鼓室形成術において、ツチ骨、キヌタ骨又はアブミ骨欠損部を補修又は補填することを目的とした人工骨であること。 （イ）アブミ骨手術において、アブミ骨欠損部又は内耳開窓部を補修又は補填することを目的とした人工骨であること。
II-078-(2)-②	専用型／開頭穿孔術用	8810	人工骨・AB-10	736280000	頭蓋骨開頭手術により生じた骨欠損部を補修又は補填することを目的とした人工骨であること。
II-078-(2)-③	専用型／頭蓋骨・喉頭気管用	38500	人工骨・AB-11	736290000	次のいずれかに該当すること。 （ア）次のいずれにも該当すること。 （i）頭蓋骨部の骨欠損を補修又は補填することを目的とした人工骨であること。 （ii）〔人工耳小骨〕、〔開頭穿孔術用〕に該当しないこと。 （イ）喉頭又は気管を形成又は修復することを目的とした人工骨であること。
II-078-(2)-④	専用型／椎弓・棘間用	30200	人工骨・AB-13	736310000	棘突起部、椎弓部又は棘間部を補填することを目的とした人工骨であること。
II-078-(2)-⑤-ア	専用型／椎体固定用／1椎体用	149000	人工骨・AB-14	736320000	次のいずれにも該当すること。 （ア）椎体を補修若しくは置換又は上下椎体間を補填することを目的とした人工骨であること。 （イ）上下の骨と接触するように設計された部分の最長距離（可変式のものにあっては、最も縮めた際の距離）が20mm未満であること。
II-078-(2)-⑤-イ	専用型／椎体固定用／その他	309000	人工骨・AB-15	736330000	次のいずれにも該当すること。 （ア）椎体を補修又は置換することを目的とした人工骨であること。 （イ）上下の骨と接触するように設計された部分の最長距離（可変式のものにあっては、最も縮めた際の距離）が20mm以上であること。
II-078-(2)-⑥-ア	専用型／骨盤用／腸骨稜用	60000	人工骨・AB-16	736340000	次のいずれにも該当すること。 （ア）骨盤に生じた骨欠損部（自家骨採取部を含む。）を補修又は補填することを目的とした人工骨であること。 （イ）腸骨稜のみを補修又は修復するように設計されたもので、製品の高さが20mm以下のものであること。
II-078-(2)-⑥-イ	専用型／骨盤用／その他	161000	人工骨・AB-17	736350000	次のいずれにも該当すること。 （ア）骨盤に生じた骨欠損部（自家骨採取部を含む。）を補修又は補填することを目的とした人工骨であること。 （イ）〔腸骨稜用〕に該当しないこと。
II-078-(2)-⑦	専用型／肋骨・胸骨・四肢骨用	30300	人工骨・AB-19	736370000	次のいずれかに該当すること。 （ア）長管骨骨幹部（指骨を除く。）、肋骨、胸骨、鎖骨、肩甲骨又は四肢骨に生じた骨欠損部を補修又は補填することを目的とした人工骨であること。 （イ）肋骨、胸骨、鎖骨、肩甲骨及び四肢骨に刺入若しくは添えること又は骨髄腔に挿入若しくは補填することを目的とした人工骨であること。
II-078-(2)-⑧	専用型／椎体骨創部閉鎖用	1ml当たり 14500	人工骨・AB-19-2	710010627	脊椎圧迫骨折の治療のため人工骨を椎体内に充填した後の、椎弓根開創部の閉鎖に使用するものであること。

II-078 人工骨（厚生労働省発出事項）

青字：事務連絡／令和4年6月30日にて訂正

II-078-(2)-⑨	専用型／椎体・スクリュー併用用	1mL当たり 14200	人工骨・AB-19-3	710010628	次のいずれにも該当すること。 （ア）スクリューと併用して使用するものであること。 （イ） 〔肋骨・胸骨・四肢骨用〕 〔椎体骨創部閉鎖用〕に該当しないこと。
--------------	-----------------	-----------------	-------------	-----------	--

留意事項	<p>【II-078 人工骨】</p> <p>(1) 人工骨は、それぞれ以下の場合に算定できる。</p> <p>(ア) 骨髄炎、骨・関節感染症、慢性関節疾患、代謝性骨疾患、外傷性骨疾患若しくは骨腫瘍の病巣掻爬後の補填に用いた場合、これらの疾患の治療のために自家骨移植を行った結果その欠損部位の補填を目的として使用した場合、頭蓋欠損部若しくは骨窓部の充填に使用した場合又は鼓室形成術に使用した場合</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) 椎弓・棘間用、椎体固定用については、原発性脊椎悪性腫瘍若しくは悪性腫瘍の脊椎転移後の際の脊椎固定又は脊椎症、椎間板ヘルニア若しくは脊椎分離・すべり症に対する脊椎固定を行う場合</p> <p>(エ) 専用型・頭蓋骨・喉頭気管用のうちトルコ鞍プレートについては、下垂体又は視床下部の腫瘍摘除の結果としてトルコ鞍の欠損部補填を行う場合</p> <p>(オ) 専用型・頭蓋骨・喉頭気管用のうち眼窩底スぺーサについては、眼窩床骨折整復を行う場合</p> <p>(カ) 専用型・頭蓋骨・喉頭気管用のうち下顎骨補綴材については、下顎骨腫瘍又は下顎骨外傷の治療として欠損補填を行う場合</p> <p>(キ) 骨盤用・腸骨稜用については、腸骨稜を移植骨として採取した後の欠損補填を行う場合</p> <p>(ク) キールボンについては、骨移植に使用した場合</p> <p>(2) 椎体・スクリュー併用用はスクリュー1本当たり2mLを限度に算定する。</p>
------	--

II-123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0428第6号/令和4年4月28日にて改正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（29）電気手術器」であって、一般的名称が「汎用電気手術ユニット」若しくは「経皮心筋焼灼術用電気手術ユニット」、又は類別が「機械器具（51）医療用嘴管及び体液誘導管」であって、一般的名称が「アブレーション向け循環器用カテーテル」であること。 2 経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的に使用する高周波電流等による心筋焼灼用又は冷凍アブレーション用のカテーテルであること。 3 体外式ペースメーカー用カテーテル電極に該当しないこと。
-----------	--

の機能 考 能 え 区 分	構造により、熱アブレーション用（6区分）及び冷凍アブレーション用（2区分）の合計8区分に区分する。
--	---

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-123-(1)-①	熱アブレーション用／標準型	117000	—	728100000	次のいずれにも該当すること。 (ア) 経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的として使用する高周波電流等、熱による心筋焼灼用のカテーテルであること。 (イ) [イリゲーション型]に該当しないこと。 (ウ) バルーン構造を有さないこと。
II-123-(1)-②	熱アブレーション用／イリゲーション型	140000	—	710010604	次のいずれにも該当すること。 (ア) 経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に心房粗動又は心房細動の治療を目的として使用する高周波電流等、熱による心筋焼灼用のカテーテルであること。 (イ) カテーテルの先端部を冷却する機能を有すること。 (ウ) バルーン構造を有さないこと。
II-123-(1)-③	熱アブレーション用／バルーン型	505000	—	710010950	薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性又は 持続性 心房細動の治療を目的として使用する高周波電流等、熱による心筋焼灼用のバルーンカテーテルであること。
II-123-(1)-④	熱アブレーション用／体外式ペースティング機能付き	293000	—	710010082	次のいずれにも該当すること。 (ア) 一時ペースティング機能を有するカテーテル電極であること。 (イ) 心臓電気生理学的検査機能を有すること。 (ウ) 主として心房内又は心室内全域の心臓電気生理学的検査を行うための電極を有し、心房内又は心室内全域の心臓電気生理学的検査を行うことが可能であって多電位差測定に必要な情報処理をするための磁気センサーを有すること。 (エ) 経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的として使用する高周波電流による心筋焼灼用のカテーテル電極であること。
II-123-(1)-⑤	熱アブレーション用／体外式ペースティング機能付き・特殊型	395000	—	710010694	次のいずれにも該当すること。 (ア) 一時ペースティング機能を有するカテーテル電極であること。 (イ) 心臓電気生理学的検査機能を有すること。 (ウ) 主として心房内又は心室内全域の心臓電気生理学的検査を行うための電極を有し、心房内又は心室内全域の心臓電気生理学的検査を行うことが可能であって多電位差測定に必要な情報処理をするための磁気センサーを有すること。 (エ) 経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的として使用する高周波電流による心筋焼灼用のカテーテル電極であること。 (オ) 心組織との接触状況の情報を取得できる機能を有すること。

II-123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0428第6号/令和4年4月28日にて改正

II-123-(1)-⑥	熱アブレーション用/体外式ペースティング機能付き・組織表面温度測定型	310000	—	710011155	次のいずれにも該当すること。 (ア) 一時ペースティング機能を有するカテーテル電極であること。 (イ) 心臓電気生理学的検査機能を有すること。 (ウ) 経皮的カテーテル心筋焼灼術を実施する際に頻脈性不整脈の治療を目的に使用する高周波電流による心筋焼灼用のカテーテル電極であること。 (エ) カテーテル先端が熱拡散率に優れた素材（ダイヤモンド）でできており、組織表面温度情報を取得できる機能を有すること。
II-123-(2)-①	冷凍アブレーション用/バルーン型	649000	—	710010840	薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性又は持続性心房細動の治療を目的として使用する冷凍アブレーション用のバルーンカテーテルであること。
II-123-(2)-②	冷凍アブレーション用/標準型	144000	—	710010841	(ア) 次のいずれかに該当すること。 (i) 薬剤抵抗性を有する再発性症候性の発作性又は持続性心房細動の治療を目的とするバルーンカテーテルを用いた冷凍アブレーションを補完するために使用する、冷凍による心筋焼灼用のカテーテルであること。 (ii) 房室結節リエントリー性頻拍（AVNRT）の治療に使用する冷凍による心筋焼灼用のカテーテルであること。 (イ) バルーン構造を有さないこと。

留意事項	<p>【II-123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル】 熱アブレーション用の「体外式ペースティング機能付き」又は「体外式ペースティング機能付き・特殊型」を算定する場合は、区分番号「K595」経皮的カテーテル心筋焼灼術の三次元カラーマッピング加算は算定できない。</p>				
------	---	--	--	--	--

II-146 大動脈用ステントグラフト（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0531第2号／令和4年5月31日にて改正
 青字：事務連絡／令和4年6月30日にて訂正

定義	次のいずれにも該当すること。 1 薬事承認又は認証上、類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的名称が「大動脈用ステントグラフト」であること。 2 大動脈瘤、大動脈解離、外傷性大動脈損傷又は総腸骨動脈瘤のうち、1つ以上の疾患の治療を目的に経血管的に挿入され、体内に留置するものであること。
-----------	--

の機能区分	使用目的により、腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（3区分）、腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）（2区分）、胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）、大動脈解離用ステントグラフト（メイン部分）、大動脈解離用ステントグラフト（補助部分）及び大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）の合計10区分に区分する。
--------------	---

機能区分番号	機能区分名	償還価格	略称	特定器材コード	機能区分の定義
II-146-(1)-①	腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／標準型	1320000	—	710010061	次のいずれにも該当すること。 (ア) 腹部大動脈瘤又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 次のいずれかに該当すること。 (i) 腹部大動脈に留置するステントグラフト、両側総腸骨動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。 (ii) 腹部大動脈に留置するステントグラフトと共に使用する総腸骨動脈から外腸骨動脈に留置するステントグラフト、内腸骨動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであり、外腸骨動脈及び内腸骨動脈の血流を維持するための分岐を有するものであること。
II-146-(1)-②	腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／AUI型	1110000	—	710010847	次のいずれにも該当すること。 (ア) 腹部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 腹部大動脈から片側総腸骨動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。
II-146-(1)-③	腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／ポリマー充填型	1430000	—	710011102	次のいずれにも該当すること。 (ア) 腹部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) ステントグラフトの近位端の密閉を行うためのポリマー充填リングを有すること。
II-146-(2)	腹部大動脈用ステントグラフト（補助部分）	299000	—	710010062	次のいずれにも該当すること。 (ア) 腹部大動脈瘤又は総腸骨動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 腹部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）の留置を補助する目的で使用されるものであること。 (ウ) 次のいずれかに該当すること。 (i) ステントグラフトの延長部分 (ii) コンバーター (iii) オクルーダー
II-146-(3)-①	胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／標準型	1430000	—	710010268	次のいずれにも該当すること。 (ア) 胸部大動脈瘤、胸部大動脈解離又は外傷性大動脈損傷のうち、胸部大動脈瘤を含む1つ以上の疾患の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。 (ウ) 〔血管分岐部対応型〕に該当しないこと。

II-146 大動脈用ステントグラフト（厚生労働省発出事項）

赤字：保医発0531第2号／令和4年5月31日にて改正
 青字：事務連絡／令和4年6月30日にて訂正

II-146-(3)-②	胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）／血管分岐部対応型	2060000	—	710010727	次のいずれにも該当すること。 (ア) 胸部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 胸部大動脈に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。 (ウ) 血管分岐部に対応するための開窓部（フェネストレーション）を有するものであること。
II-146-(4)	胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）	299000	—	710010282	次のいずれにも該当すること。 (ア) 胸部大動脈瘤の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）の留置を補助する目的で使用されるものであること。
II-146-(5)	大動脈解離用ステントグラフト（メイン部分）	1550000	—	710010860	次のいずれにも該当すること。 (ア) 大動脈解離の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 大動脈解離部に留置するステントグラフト及びステントグラフトを挿入するための付属品を含んでいるものであること。
II-146-(6)	大動脈解離用ステントグラフト（補助部分）	344000	—	710010862	次のいずれにも該当すること。 (ア) 大動脈解離の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 大動脈解離用ステントグラフト（メイン部分）の留置を補助する目的で使用されるものであること。
II-146-(7)	大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）	894000	—	710010864	次のいずれにも該当すること。 (ア) 大動脈解離の治療を目的に使用されるものであること。 (イ) 大動脈解離部に留置するベアステント及びベアステントを挿入するための付属品を含んでいるものであること。

留意事項	<p>【II-146 大動脈用ステントグラフト】</p> <p>(1) 腹部大動脈用ステントグラフトは、腹部大動脈瘤に対して外科手術による治療が第一選択とならない患者であって、当該材料の解剖学的適応を満たすものに対して、ステントグラフト内挿術が行われた場合にのみ算定できる。なお、腹部大動脈用ステントグラフトを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準拠すること。また、腹部大動脈瘤の治療を目的とした外科手術を比較的安全に行うことが可能な患者に対しては、外科手術を第一選択として治療方法を選択すること。算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に外科手術が第一選択とならない旨及び当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。</p> <p>(2) 胸部大動脈用ステントグラフトは、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。なお、以下の場合には1回の手術に対して2個を限度として算定して差し支えない。ただし、算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。また、胸部大動脈用ステントグラフトを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準拠すること。</p> <p>(ア) 1個のステントグラフトで治療可能な長さを超えるため、複数個の使用が必要な場合</p> <p>(イ) 中枢側及び末梢側の固定部位の血管径が異なり、1個のステントグラフトで許容できる範囲を超えるため、複数個の組み合わせによる使用が必要な場合</p> <p>(3) 胸部大動脈用ステントグラフトの血管分岐部対応型は、腕頭動脈、左総頸動脈、左鎖骨下動脈等の主要血管分岐部を含む部位に使用した場合に算定できる。その際、診療報酬明細書の摘要欄に該当する主要分岐血管名を記載すること。</p> <p>(4) 大動脈解離用ステントグラフトは、当該材料の解剖学的適応を満たす合併症を有する急性期StanfordB型大動脈解離（解離性大動脈瘤を含む。）を有する患者のうち、内科的治療が奏効しない患者に対して、ステントグラフト内挿術が行われた場合に限り算定できる。なお、大動脈解離用ステントグラフトを使用するに当たっては、関係学会の定める当該材料の実施基準に準拠すること。</p> <p>(5) 大動脈解離用ステントグラフト（メイン部分）、大動脈解離用ステントグラフト（補助部分）及び大動脈解離用ステントグラフト（ベアステント）は、1回の手術に対し、それぞれ1個を限度として算定する。なお、ベアステントについては、複数個のベアステントによる治療が必要である場合、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、算定に当たっては診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。</p>
------	---